

第17 議案第74号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約変更に関する協議  
について

議長（反町 清君） 日程第17、議案第74号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第74号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、第1条では、藤岡市等介護認定審査会の共同設置構成市町村である藤岡市と鬼石町の合併に伴い、審査会構成市町村の変更を行うものであります。また、委員定数の変更につきましては、新町が脱退することから審査件数が減少するために定員を減らすことも考えられますが、介護保険法の改正による新予防給付の対象者を認定審査会で判定するなど審査判定が複雑になり、より専門的分野の委員を委嘱することも想定されます。そこで、今後の審査や判定の状況の変化に対応できる体制を整えるため、36人をあえて削減せず、36人以内とするものであります。次に、第2条では、新町が高崎市と合併することに伴い、審査会構成市町村の変更を行うものであります。

以上、提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第74号藤岡市等介護認定審査会共同設置規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第75号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第18、議案第75号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 荻野廣男君登壇)

企画部長(荻野廣男君) 議案第75号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

この改正は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入すること及び平成18年1月23日から群馬郡倉渕村・同郡箕郷町・同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合から脱退することに伴う組合規約の一部改正であります。

初めに、改正規約の第1条であります。この改正は平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する廃置分合に伴い、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う規約の一部改正であります。最初に、規約第2条において関係市町村から鬼石町が脱退するため鬼石町を削るものであります。次に、規約第3条において共同処理する事務のうち、第5号の組合立一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務の除外市町村において、組合組織市町村から鬼石町が脱退することに伴い、鬼石町を削るものであります。次に、規約第5条において、議会の組織に関する一部改正であります。議員定数につきましては20人を19人とし、また市町村の選出区分においては藤岡市7人を藤岡市9人に改め、鬼石町3人を削るものであります。なお、藤岡市選出の議員数2人増につきましては、経過措置として鬼石町議会議員の在任特例期間中の特例としての増であります。また、改正前の藤岡市7人と鬼石町3人を足すと10人となりますが、甘楽町合併の際と同様に合算した人数から当て職である議長1人分を減じ9人とするものであり

ます。最後になります。規約第8条において関係市町村の減少により、副理事長2人を副理事長1人に改正するものであります。なお、この第1条の施行期日は平成18年1月1日とするものであります。

次に、改正規約第2条関係であります。この改正は平成18年1月23日から群馬郡倉淵村・同郡箕郷町・同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合に伴い、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う規約の一部改正であります。最初に、規約第2条において関係市町村から新町が脱退するため新町を削るものであります。次に、規約第5条において議会の組織に関する一部改正であります。議員定数につきましては19人を16人とし、また市町村の区分においては新町3人を削るものであります。最後になります。規約第8条において関係市町村の減少により、理事3人を理事2人に改正するものであります。なお、この第2条の施行期日は平成18年1月23日とするものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第76号 藤岡市・新町ガス企業団の規約変更に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第19、議案第76号藤岡市・新町ガス企業団の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第76号藤岡市・新町ガス企業団規約の変更について。市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により関係市町村が協議の上、定めることについて、同条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

この改正は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村・同郡箕郷町・同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入することにより、多野郡新町が藤岡市・新町ガス企業団から脱退することに伴う企業団の存続について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項において、藤岡市・多野郡新町・高崎市・群馬郡倉渕村・同郡箕郷町及び同郡群馬町が協議の上、別紙協議書のとおり定めることについて、同条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号藤岡市・新町ガス企業団の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

## 第20 議案第77号 藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約変更に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第20、議案第77号藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第77号藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約変更の協議についてご説明を申し上げます。

本議案は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入すること、また平成18年1月23日から新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合から脱退すること及び関係市町村の数の増減に伴い事務の承継の規定を設けるために、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めているものであります。この規約の変更については、関係市町村議会のすべての議決がなされた後に、関係市町村長が地方自治法に基づき協議書を作成することになります。

規約変更に関する協議書の内容でございますが、改正規約第1条は、関係市町村の数の増減に伴う事務の承継について、第5章雑則とし第18条として新たに規定を設けるものであります。事務の承継は地方自治法第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することになってはいますが、債権債務、公文書、その他の権利及び義務は承継の区分を定め、複数の団体に割り振ることが困難なことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、合併に伴う財産処分の協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。これらの処分の法的根拠として地方自治法施行令第218

条の2の規定により、本文を追加するものであります。

改正規約第2条は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、藤岡市に編入する廃置分合に伴う環境衛生事務組合からの脱退による規約の改正でございます。内容につきましては、規約の題名の変更、鬼石町の名称削除、組合議員数の変更及び組織団体の減少による副管理者数の変更並びに文言整備を行うものであります。

改正規約第3条は、平成18年1月23日から新町を廃し、高崎市に編入する廃置分合に伴う環境衛生事務組合からの脱退による規約の改正でございます。内容につきましては、規約の題名の変更、新町の名称削除、組合議員数の変更及び組織団体の減少に伴う副管理者の変更並びに管理者、副管理者、収入役についての明文化を図るものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

- 8番（佐藤 淳君） ちょっと勉強不足なのですがすけれども1点だけ、議会の議員の定数の部分なのですけれども、新町の2人を削って12人を10人にするということなのですけれども、これはある種の何か法律的な縛りがあって、脱退をしたところの市町村から出てきている議員の分を必ず定数から引かなくてはいけないということなのか。あるいは定数は変えずに、その中で残ったそれぞれの組合を構成する自治体のところできちんと話し合うということも可能なのか、その辺について答弁をお願いします。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 合併に伴いまして組合から脱退する、そのことによって必ず議員定数がまたその分だけが減数になるという決まりはございません。あくまでも協議の中で決めていったものでございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第77号藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

## 第21 議案第78号 多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第21、議案第78号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第78号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

ご説明に先立ちまして、改正規約に1字漏れがございましたので、書き加えさせていただきたいと存じます。議案第78号の次、53ページに協議書をお示しいたしましたが、この中ほどに構成市町村別の議員数が藤岡市から順に(5)まで記載されております。この前段に第5条第1項中「21人」を「19人」に改め、同各号とありますけれども、同項各号の誤りで項の字が漏れてしまいました。項の字をつけ加えた訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、ご説明させていただきます。この改正規約第1条は、平成18年1月23日から新町を廃し、その区域を高崎市に編入する配置分合により、新町が多野藤岡医療事務市町村組合から脱退することに伴う組合規約の一部改正であります。規約第2条において組合を組織する地方公共団体から新町が脱退するため新町を削るものであります。次に、第5条において組合の議会の組織に関する改正で、議員定数を「21人」から「19人」

とし、選挙区並びに議員数において新町2人を削るものであります。

改正規約第2条は、第5章雑則第19条の追加で関係市町村の数の増減に伴う事務の承継について、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める規定を設けるものであります。事務の承継は地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することとなっておりますが、債権債務、公文書、その他権利及び義務は承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、5月議会で承認いただいた合併に伴う財産処分協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。このためこれら処分の法的根拠として地方自治法施行令第218条の2の規定により、本組合規約に追加するものであります。この協議は組織する市町村議会の議決を経て市町村長が地方自治法に基づき協議書を作成することになります。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 議案第78号なのですが、先ほど議案第77号の環境衛生事務組合の規約変更の方でお聞きしたところ、議会の議員の定数については特別、新町が抜けていったからといって必ずしもこの2人の減をしなければならないということではなくて、組合を構成する首長なり議会なりがきちんと相談をして決めればよろしいということなので、当然この議案第78号についても同じことが言えるというふうに私は解釈しているのですが、藤岡市が90%この病院については負担をしているのですけれども、残りの10%がどういう負担割合になっているのか確認の意味で答弁をしていただきたいと思います。

それから、この協議についてということで議案第78号をこういう形で出してくることに対して、病院の管理者である藤岡市長は何も疑問に感じませんでしたか。何か疑問に思ったことはありませんか。

それから、10対90という割合で負担をしているのですけれども、町村の10%についてはたしか均等割だとか、人口割だとか、利用率だとかきちんとした明確な根拠があるのだけれども、この10対90という藤岡市が90%をしょっている根拠はどこにあるというふうに市長は考えているのか。以上3点、答弁をお願いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 市町村の負担割合ですが、ちょっと細かい数字を持ってこなかったのですが、吉井町、新町が3%ぐらいで、あと神流町、上野村というふうになっていると思います。

議長(反町 清君) 暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時54分再開

議長(反町 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(反町 清君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 大変申しわけございませんでした。各町村の負担割合10%の内訳でございますが、新町が3.456%、吉井町3.841%、上野村1.202%、神流町1.501%、これを足しまして10%ということでございます。

それから、90%の根拠ということでございますけれども、平成9年度に見直しがありました。このときには管理者が構成市町村長の中から選挙で決められておりましたけれども、藤岡市長に固定したという部分と議員定数を24人から21人にいたしまして藤岡市が過半数になるという部分、あるいは名称を公立藤岡総合病院としたという3点かというふうに考えております。

以上でございます。

議長(反町 清君) 市長。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議員ご指摘のこの議案を提出するのに疑問を持たなかったのかどうかということですが、提出議案に疑問を持つとか持たないということではなくて、関係市町村長の協議のもとでこの議員定数を決めたものでございます。ですから、十分協議のもとで19人ということを決めさせていただきました。

議長(反町 清君) 佐藤淳君。

8番(佐藤 淳君) 10対90に対してきちんとした何か根拠があるのですか。私、何年前にここで質問したことがあります。根拠がないのだよね。例えば桐生市の広域圏の病院は桐生市が90%しよっているのだとか、伊勢崎市もそうなのですかね。たしか当時の総務部長はそうのように答えていたという記憶があるのですけれども、利用率がどうだとか、均等割で何%だとかという全く根拠がない。さっきみじくも答弁していたとおり、藤岡市

長がずっと管理者になるのだとか、あるいは藤岡市が議会の中で過半数をとるのだとかそういうことの根拠なのです。皆さんはそれを根拠と言うかもしれませんが、私は全くそれは根拠だというふうに思っていない。恐らく常識ある人はそれは根拠ではないというふうに感じると思いますけれども、その中で新町が3.456%ですか、ここで議員を2人出したのです。吉井町は3.841%で3人出しているのです。上野村が1.202%で1人出している。神流町が1.501%で1人出している。知識経験者はこれは医師会だから負担はしていないから当然ゼロ、この医師会は別としても90%負担をしている藤岡市が11人、いわゆる議会の1人の格差、大変な格差ですよ。

先ほど市長は私の質問に対して協議したのだから疑問を持たなかったという意味合いの答弁なのですが、当然疑問を持ってしかるべきだと思うのです。なぜ藤岡市がこれだけの90%という大きな負担をしているにもかかわらず議員が11人なのか。この辺のきちんとした格差の是正をして、藤岡市のある意味での利益を確保しようというふうには全く考えなかったということになってしまうのです。当然、私は市長自らがほかの町村の首長とこの件に対して協議をするときに、問題提起をしてしかるべきだというふうに思います。当然、藤岡市の市長なのだから藤岡市民のある意味での利益を確保するために陣頭指揮をとってやっているのしょうから、全く疑問に思わなかったということに対してちょっと何を考えているのですか、納得がいきませんというふうに率直に感じるのです。

それから、議会の定数というのは議会の大きな根幹をなすもので、平成15年の統一地方選挙のときにも条例で藤岡市議会の定数を定めなければならないというときにも、直接名前を出すと失礼なのですが、青柳議員が自らの議員活動の一環でこの定数が適切であろうというチラシを出しました。それに対して副議長の不信任、それから議員辞職勧告まで出たのです。ある意味で独立した議会の定数を全く組合議会の松本議長にも相談なさらなかったということらしいのですけれども、私も松本議長の前に病院の議長を務めていましたが、私には全くそういう相談がなかったから、松本議長の方に相談がありましたかという話をさせていただきましたならば、私のところにも全く相談はなかった。独立した議会の根幹をなす定数のところも全く議会に相談なく、ただこれでいいのだ、これで認める。全く私には何を考えてやっているのかよく理解できないのですけれども、そうすると、これを一たん決めてしまうと、なかなか定数を変えることは難しいと思うのです。ましてや負担割合を変えるなんていうことは、当然みんなそれぞれの町村も負担割合が増えることに対してはかなりの抵抗をしますよ。規約の変更ですから、どこか1つの自治体が反対だといえば、これは成立しないということですから。少なくともこの2人は何とか藤岡市の方にいただけませんか、鬼石町も今度は藤岡市に合併するのです、そういう意味でこれはどうしても藤岡市の方にいただけませんかという提案をなぜなさらなかったのです

か。いま一度聞きます。改めて市長はどこかの機会でこういう提案をなさる気があるかないか、その点だけ伺います。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 先ほど疑問を持たないというふうに議員は言われました。私の中では改正前、全体が21人のとき藤岡市は11人でございます。これは過半数をちょっと超えている。19人になったときに11人というのは、約58%ぐらいになるわけですが、そういう意味ではそれを疑問に思うという前に、かなり藤岡市の持つ責任、また議会での占める割合というのは強くなるというふうに理解はしております。今後いろいろな協議をしていかなければいけません。新町が抜ける、負担割合等々のことにつきましても協議するわけでございます。ですから、そういうときに配分についてのことというのは今まで協議しておりますので、定数のことは全部の町村長で集まって決めました。ですから、今、ここで定数を変える、もしくは藤岡市の持ち分11人を変えるということを協議するつもりはございません。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 今の答弁を聞いていますと、いわゆる21人中11人としている。2人減ったからこの割合が58%近くになった。でも、実際には藤岡市が90%負担しているのです。したがって、鬼石町も合併して新藤岡市になることですから、ぜひこの2人を藤岡市にいただけませんか。これをさらに60だとか、65だとか極力90に近いところに持っていくことが私はある意味で藤岡市長の務めだと思っています。それから、そのことについてはもう全く協議するつもりはないのだ、もう既にそういうことで実施してきたのだから協議するつもりはないということですから、これには私は賛成できません。

それから、議会に対してきちんと私は何度も申し上げますけれども、議会の根幹にかかわる定数の問題を全く首長だけで相談をしてやるということに対しては、どう思っているのでしょうか。全く独立した議会なのですよね。基本的には藤岡市の定数を決めるときも、独立した議会のことに対して執行部は全く口を出さないということで全くそのとおりで、出せるわけがない。議会の中でいろいろな議論をして24に決まった経緯がある。今回は何の相談もせずにやるということに対して、これもまた何も疑問を持っていないようですが、その点についてどういうふうにお考えになっているのか、そのことを質問して終わります。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時30分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

議長（反町 清君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 佐藤議員のただいまのご質問でございますが、ほかの一部事務組合もそうなのですが、慣例として各関係市町村の首長の中で今まで決めてまいりました。そして、今回につきましても、医療事務市町村組合議員の定数につきましては、各関係市町村長の会議の中で決めさせていただきました。そして、90%を藤岡市が負担しているということもあります。確かに今まで上野村にしても神流町にしても議員の人数は1でございますが、やはり構成する市町村の尊厳もあります。みんなでこれからもやるという意思の中で、19人とする中で藤岡市の構成比率が約58%になるわけですから、そういう意味で藤岡市の意思が通っていくというふうに感じております。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 議案第78号につきまして市長にお尋ねしたいと思います。

補正予算でも出てきますけれども、ここで病院議会で意思決定がなされて今日の病院の惨状があるわけなのですが、この議案第78号で今、問うている規約改正というのは極めて重要なことだと私は思います。市長は現職につかれて3年半、私は病院議員になりました6年半経ちます。この病院は当時21人で藤岡市から11人の参加で、建設に伴っては市を二分するほどの議論がなされて、藤岡市から派遣されている議員は建設反対に5人、賛成に4人ということで、藤岡市議会としては実は反対だったわけです。他の町村の方々が全部賛成に回ったためにこの病院の外来棟の分離計画が実行されて、今まさに補正予算でも出てきますが、3億円の融資を仰がなければならない。民間でいえば完全に倒産であるという惨たんたる状況の中、それを承知して新井市長は藤岡市のかじ取りを今されているわけです。

なぜ私がこのように申しますかと言うと、病院建設はひとえに病院議会での賛成多数によって建設されたわけです。つまりいかに病院の議会の構成が重要であったかということをご所で語っているわけです。ですから、今の藤岡市が置かれている行財政改革、その中の多くの不安を抱えている病院、ここに問題の多くが集約されているわけです。ですから、その認識が市長にあるならば、この規約の変更について強力に他の町村の方に9割の負担である。9割責任を藤岡市が負わなければならないのだ。最終的に意思決定は議会がするのだよ。だから、議会の構成の割合を十分検討していただかなければならない。そのよう

に申し出るのが当然だと思うのですが、まず最初に、その点を答弁していただきたいと  
います。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま三好議員が当時の病院建設に当たった組合構成の比率の問題を  
言われました。議員は私が思うのに、お一人お一人がそれなりの見識を持って自分の考え  
の中で賛成、反対を申し述べるというふうに思っております。ですから、今後、藤岡市が  
90%を持てるのかどうか。ほかの町村が新町脱退と同時に藤岡市がもっと持ってくれと  
いう時期でございます。今ここで藤岡市の11人は定数全体が19になることによって、  
議員ご指摘のように58%の構成比率になるわけです。ですから、藤岡市としての90%  
を持つそのことについて、これは過年度においてここで決めていただいたことだと思いま  
す。ですから、私は今90対10の中で議員定数を21から19、そして藤岡市は11の  
まま今後とも構成議員の定数としたいという意思でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 私は事実を申し上げているので、推測だとか推論を言っているのではなく  
て、過去にそのような意思決定の機関である病院議会のいびつな構成によってこの多野郡、  
市町村合併だって1市3町というものが病院問題がもしうまくいってればもっと違った  
風向きになった。大きなこの問題を病院がはらんで重荷になってきたわけです。構成の9  
0%の責任、権限を持たされているのに、議会は51%だったわけです。これ自体が極めて  
不自然な形である。このことについてどのような意見があるかということをお伺い  
したのですが、市長は先ほど言いましたように、そういう中で今後またこういうような  
ことが起きたときに、問題がまた出てくるでしょう。この病院の取り扱いについてはさま  
ざまな議論がこれからされてくると思います。病院議会が最終的に2人減の19人で意思  
決定をしていくときに、また将来に禍根を残すような議会の意思決定がなされるのではな  
いか。ならば90%の責任を持つ藤岡市がその責任において意思決定するような環境を整  
えていくのが市長の役割ではないか、私はそういう意味で質問を1回目しているわけ  
です。この病院議会の議員構成、これが極めて重大なことである。過去においてはこうい  
うような繰り返しをしてきた。未来に対してまた同じような繰り返しをする可能性を持っ  
ている。そのことの認識をどのように持っていらっしゃるのか、再度お伺いします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 先ほどもちょっと私も触れましたけれども、今まさにまた三好議員がこの  
構成がいびつであるというふうに申されておりますけれども、先ほども申し上げましたよ  
うに、議員の皆さんはお一人お一人の見識の中で賛成、反対というふうに意思決定をされ

ていると思います。ですから、平成9年度でしょうか、議員定数を24から21にしました。と同時に75%の負担割合から90%にした。こういうことが既にもう過去で決められておるわけでございます。決して当藤岡市議会及び病院議会の中でその構成がいびつであるというふうに申し上げるわけにはいかないと思っております。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 3回目なので最後に指摘をして終わります。私は病院議会を先ほど言いましたが6年半やっております。百条委員会を立ち上げて告発もいたしました。その中で他の市町村の議員とも極めて濃密な議論を重ねてまいりました。他の市町村の議員の当時の意思決定のときの状況はどうだったかと言いますと、よくこれほどの問題だとわからなかった。藤岡市側から頼まれたから賛成に回ったのだ。そういう軽い気持ちだった。つまり100%のうち10%の割合しか持っていない。先ほど部長が言われたように、10%の割合は3%、3%、2%、1%とこういうものです。何かあってもその責任の割合は低いだらうという認識が他の町村には多くあったわけです。ですから、自分が1票を投じようと意思決定するとき、今、市長が言ったように見識や良識が働いたとはとても思えない。生の声で聞いているのです。そういう立場で私がいるから心配をして、ここにこそ歯止めがきくような環境をつくっておかなければ、再度また藤岡市に今後いろいろな問題が出てきます。病院についてはもっと重大な意思決定をしなければならないこのときに、正しく藤岡市の9割の負担に応分の責任を果たすような権利が行使できない状態だ。私の言っていることがおかしいのであれば、その辺のところを明確に答えていただきたい。それでこの問題は捨てがたい問題なのだ。見過ごすことのできない問題であるということをおっしゃっているわけです。十分に今後も検討してよく頭を冷やして考えていただきたい。過去を検証することである。このことを指摘して私の質問は終わります。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第78号について質疑をさせていただきますが、私もこの定数の関係ですが、私の考えとしては当然増やすべきだというふうに解釈をしております。先ほどの佐藤議員の質問を聞いていましたところ、答弁の中でどのように構成市町村で管理者である藤岡市長は協議したのかをもう一度議会に対して明確に示していただきたい。それと、私は病院議員としてならさせていただいておりますが、病院経営が順調であれば、私はこのままの定数でもいいのではないかというふうに判断するのですけれども、順調なのかどうか、市長の口から藤岡市議会に示していただきたいと思っております。また、先ほど定数については変える気はないということをおっしゃられておりましたが、再考する気はないのか、お聞かせを願いたいと思っております。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 病院議員定数を決める中で関係市町村長とどのように協議したかということですが、市町村長全員集まっていた中で、この21の定数について19にしたいということで、皆さん方から賛同を得て決めてきたわけですが、そして、今後この病院がうまくいっているかどうかということですが、議員もご承知のことと思います。大変厳しい状況にあるという認識ではあります。ただ、ここでこの定数を19人にするというのと同時に、各市町村長で相談した中で今後の病院をしっかりと経営改善していかなければいけないのだという意識のもとで進めてまいりました。これから各市町村でも同議案が提出されるわけですが、私の方は管理者として各町村長にも同趣旨の議案をお願いしているわけですが、今ここでこの19人という定数を変更する気持ちはございません。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 構成市町村で協議をして決めたということで、その理由については今お聞きいたしましたが、確かに市長、多野藤岡医療事務市町村組合理約を見ても、議員数の選挙区の割り振りについては管理者が定めるということになっているのですが、市長は市民一人一人と対話を持ちたり、議会とよく協議をした上で市の方向を決定していきたいということを常々言っているのではないですか。少なくとも法的な解釈では市長の専権事項ではあるかもしれないが、この議員数の問題については議会に一度投げかけて意見集約をした上で、構成市町村の会議に臨んでほしかったというふうに私は思います。それというのもただいま市長の方から答弁がありましたけれども、大変厳しい状況なのです。これで鬼石町の議員が12人特例期間中来るわけですが、そうした中でも広域の議員ではありませんが、そのまま在任特例ということで鬼石町が減った分2人残す。これについて私は新町2人がそのまま減員したので、減員のままいこう。総数が少なくなって藤岡市の議員の比率が58%になるのだから、それでいいのではないかと。そういう市長の考えだと思わずけれども、これは非常に残念なことであるというふうに私は思います。90%の負担をしているのであれば、基本的には90%に1%でも2%でも近づけてほしい努力をするのが管理者という立場ではなく、藤岡市長の立場だというふうに私は認識しており、大変残念な議案というふうに思います。この議会と相談しながらいろいろなものを協議していくということについて市長はどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 先ほども述べさせていただきました。この議員定数につきましては、今ま

でもほかの一部事務組合も慣例として各市町村長の協議のもとで決めさせていただいております。ですから、いろいろなことで議会と相談しながらという気持ちは一向に変わっておりません。ただ、定数につきましては、市町村長の皆さんとの協議の中で決めさせていただきました。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 各市町村長と協議をしたからこれは撤回できないのだ、共同の名前で各議会に提出しているから藤岡市だけが勝手に議員の意見があるから変えることができないということで、まさに私は藤岡市長としてのメンツの問題でしかないというふうに理解をさせていただきます。大変残念なことに決定したものを議会にお願いするのではなくて、協議、相談というのだから事前にきちんと議会に対して案を示していただけるのが本当の意味の協議ということではないでしょうか。その辺について私は手法が逆だというふうに思いますが、反論があれば答弁をお願いします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） これは私のメンツだというふうに今ご指摘がありましたが、メンツで議案提案させていただいているわけではございません。藤岡市の立場、90%負担している立場というものもしっかり認識した上で、この定数、そしてまた藤岡市の58%の構成比率というものを踏まえて提案させていただいております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

橋本新一君。

2 番（橋本新一君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第78号に対する反対の討論を行います。

本議案は、多野藤岡医療事務市町村組合の規約の一部を改正する案件であります。これは廃置分合による新町脱退によって組合議員の定数を21人から19人に改めるというものであります。すなわち脱退した新町議員2人を減らすだけというものであります。さて、今、公立藤岡総合病院の経営は、関係者の努力にもかかわらず大変厳しい状況で推移していることは衆目の一致するところであります。この原因の多くは病院の分割、すなわち外来センター設置にあると言われております。議員一人一人の議決権がいかに重いかということでもあります。病院の経費は100分の90に相当する額を藤岡市が負担しなくてはならない現状からして、議員定数の割り振りは負担額、すなわち責任度合いを考慮した割り振りが妥当ではないかと考えます。今回提案された議案第78号は、そのあたりの議論が提案者側でされたとのことであります。よく見えないのであります。病院議会は今後も難しい議事の審議が予想されると思われ、この際、規約改正をするに当たり負担割合を考慮した議員割にすべきと思うのであります。よって、本案に反対するものであり、議員各位のご賛同をお願いし、反対討論といたします。

議長（反町 清君）他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第78号多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君）起立少数であります。よって、議案第78号は否決されました。

## 第22 議案第79号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（反町 清君）日程第22、議案第79号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君）議案第79号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更をするものであります。変更の内容につきましては、平成17年10月1日から本組合の組織団体である月夜野町・水上町及び新治村が廃され、その区域をもってみなかみ町が設置され、同町が同日から本組合規約別表第2の1の項から6の項までの事務を本組合にて共同するための改正で

あります。また、本組合の組織団体である水上、月夜野、新治衛生施設組合が平成17年9月30日限りで解散するための改正でもあります。

以上、簡単でありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第79号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

## 第23 議案第80号 多野郡町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第23、議案第80号多野郡町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第80号多野郡町村会館管理組合規約の変更について。市町村の合併

の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、関係市町村が協議の上、定めることについて、同条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。多野郡町村会館管理組合については、鬼石町との合併協定書において鬼石町は合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加るとの協議がなされており、平成18年1月1日をもって藤岡市が加入するものであります。

この改正は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する廃置分合並びに平成18年1月23日から新町を廃し、その区域を高崎市に編入する配置分合により、多野郡町村会館管理組合から脱退することに伴う組合格約の一部改正及び市町村合併による関係市町村の数の増減に伴う事務の承継規定の改正であります。

初めに、改正規約の第1条であります。この改正は平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する配置分合により、多野郡町村会館管理組合からの脱退及び加入に伴う規約の一部改正であります。最初に、規約第2条は、組織町村から鬼石町が脱退するため鬼石町を削り、新たに藤岡市を組織団体に加え、同条中、関係町村を関係市町村に改正するものであります。次に、第5条、第6条及び第9条中、関係町村は関係市町村に、関係町村長は関係市町村長に改め、藤岡市の加入に伴う同市の組合経費の負担割合を定めるため、第9条第2項にただし藤岡市にあつては旧鬼石町の負担割合によるを加えるものであります。なお、施行期日は鬼石町の廃置分合の日の平成18年1月1日とするものであります。

次に、改正規約の第2条関係であります。この改正は、平成18年1月23日から新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により、多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う規約の一部改正であります。規約第2条は、組織町村から新町が脱退するため新町を削るものであります。次に、規約第5条は、組織市町村の減少に伴い組合議員数3人を2人に改正するものであります。なお、施行期日は新町の配置分合の日の平成18年1月23日とするものであります。

次に、改正規約の第3条関係であります。この改正は、関係市町村の数の増減に伴う事務の承継について、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める規定を設けるものであります。事務の承継は地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することとなっておりますが、債権債務、公文書、その他の権利義務は承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、合併に伴う財産処分協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。このためこれらの処分の法的根拠として地方自治法施行令第218条の2の規定により、本組合格約に本条を追加するものであ

ります。なお、施行期日は群馬県知事の許可の日からとするものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号多野郡町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

#### 第24 議案第81号 土地の取得について

議長（反町 清君） 日程第24、議案第81号土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第81号土地の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。上程した土地は、平成15年度から事業化した毛野国白石丘陵公園建設事

業第1工区の土地で、藤岡市三ツ木東原245番ほか6筆、合計面積6,556平方メートルを5,413万円で公共用地として取得するものでございます。契約の相手方は4人でございます。なお、1工区の用地買収計画については、平成15年度より平成18年度をめどに用地取得する予定でございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 議案第81号の土地の取得についてなのですが、平成15年度から買収を進めているということでございますけれども、畑や田んぼが平方メートル当たり1万円ですか、山林が4,000円ということになっておりますけれども、これは平成15年度から変わらぬ金額で来ているのでしょうか。またはどういった評価基準というものがあのかどうか。特に平成15年度から来ている中で価格の変動というものが単価の中にあつたのかどうかお答え願います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 用地買収の単価でございますけれども、平成9年度から価格の変動があつたかということでございますけれども、この単価につきましては、教育委員会サイドの文化財の史跡の関係と関連がございまして、それとの調整もありますけれども、不動産鑑定をしております。そして、市の公共用地取得交換価格調整委員会の中で協議をしながら決定をさせていただいております。そういった中で今のところ変動はしていない状況があります。なぜかということになりますけれども、ほかの公共用地、病院関係、高校関係いろいろございます。そういったもののバランスを考えると、この価格が適正ではないかということで変動しておりません。それと、畑、田んぼの平地の部分は1万円ですけれども、傾斜地につきましては9,000円ということで買収をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 今の答弁ですと、公共用地の取得委員会で決めた単価の中で物事がやられているということになります。今まで買った土地とかそういったものは決算の中で平方メートル数でしか表示がされていないわけですね。単価を設定して買ったのであれば、当然それは単価としてきちんと財産の中に載ってきてしかるべきなのに、こういったものが決算特別委員会では言えわかりませんが、あくまで平方メートル数でしか載ってこな

ということ、この単価の設定というものが果たして本当に今、部長が言われたように適正なのかどうか、諮りようがないではないですか。まして、こういった時代の中でいろいろな地価が下がり、こういった情勢の中でこの単価が全然変わらず来るとことはちょっと信じられないのですけれども、なぜかということならば、それほどきちんとした価格であるならば当然取得した財産は決算の中で財産として平方メートル数ではなくて価格で載せるべきでしょう。全然そういうことがこれまでされてこなかった。そして価格は同じだ。何年経っても同じ価格でいく。この根拠はどこにそういうものがあるのかどうか。果たして公共用地の取得委員会というものが機能しているのかどうか非常に疑問に思いますが、まず、なぜ価格を設定して金額を取得しているにもかかわらず、これが財産としてきちんとした中で載ってこないのか、載せないのか、載せたくないのか、この辺について答弁してください。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 単価についてなぜ同じで下落している中で変わらないのかということでございますけれども、事業をやっていく中で文化財等の関係もございまして、同じ地区の同じ場所、そういったことで毎年変更がありますとなかなか事業の推進も非常に調整も難しいということも1つでございます。もともとの単価の設定につきましては、毎年不動産鑑定士において鑑定をしていただいております。その単価を価格調整委員会で調整をしていただいているわけでございます。隣同士毎年変わるということも非常に難しい問題がございますので、こういう設定ということもございます。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） そうしますと、公共用地の取得に対して道路工事については実際には単価を下げていないではないですか。118号線にしても122号線にしても毎年買うときに金額が変わって、それを議会で諮ってきているではないですか。これについては特別ですね。つまり単価を1万円とかに決めた以上、これで買わなくては土地が取得できないということでもよろしいのですか。つまり売っていただける金額でこの単価が決まっているというふうに解釈してよろしいでしょうか。そうしないと今の部長の答弁はおかしくなりますよ。ほかの地区で実際に道路用地については年度が変わって単価を下げていないではないですか。ところが、これについては同じ金額でずっと来ているのだ。全然公共用地の取得委員会の機能を果たしていないではないですか。当然そういう形の中で進めるべきものでしょうし、これを今まで財産としてきちんとした中でこういう決算書の中に載せてこなかったのは、公園の取得の平方メートル数とか、どういう理由なのか、この2点よろしく願います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

先ほども言ったとおり、同じ事業ということも1つの原因でございます。ほかの事業につきましては毎年下げている部分もあります。しかしながら、これも不動産鑑定士に鑑定をしていただいた中での調整でございますので、上げているということはありません。それ以下の数字で買わせていただいているところでございます。

決算書の関係につきましては、平方メートル当たりの単価が出ていないということだと思っておりますけれども、ちょっと確認をしないとわからないので大変申しわけないのですが、後で確認してお答えさせていただきたいと思っております。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時14分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 決算書の財産に関する調書のところで取得金額が載っていないことの質問でございますが、この財産に関する調書につきましては、地方自治法、政令等の規定の中から定められた規定に従いましてこの決算書を作成いたしておるものでございます。なお、藤岡市では主な事業の成果の一番後ろにバランスシートを計上してございます。このバランスシートの数字の中には先ほど申し上げました土地の取得の分は含まれた中で計上をさせていただきます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号土地の取得について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

第25 議案第82号 市道路線の廃止について

議案第83号 市道路線の認定について

議長(反町 清君) 日程第25、議案第82号市道路線の廃止について、議案第83号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第82号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は、3件4路線でございます。初めに、市道4004号線でございますが、上栗須地内の各隣接土地所有者が利用したく地元区長の承諾書を添えた廃止申請があり、払い下げることが差し支えないため路線の廃止を行う道路でございます。

次に、市道4673号線でございますが、寄附行為に伴い路線の廃止を行い、再編成する必要が生じたための道路であります。

次に、市道2155号線、市道5140号線でございますが、道路新設工事に伴い路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第83号市道路線の認定についてご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、3件9路線でございます。初めに、市道3724号線、市道3725号線、市道3726号線、市道4681号線、市道5647号線及び市道6727号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

次に、市道4673号線でございますが、寄附行為による路線の再編成の必要が生じた

ための道路であります。

次に、市道2155号線及び市道5140号線でございますが、道路新設工事に伴い路線の再編成の必要が生じたための道路であります。

以上、3件9路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第82号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

## 第26 議案第84号 平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)

議長(反町 清君) 日程第26、議案第84号平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第84号平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ5億4,758万8,000円を追加し、180億2,767万7,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、3.3%の伸びとなっております。次に、第2条の地方債であります。第2表のとおり、変更として小林立石線街路事業の1件であります。なお、今回の補正では、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を重点的・効率的に配分するとともに、合併に伴う準備経費を計上いたしました。

細部につきましては助役より説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第6目財政管理費の職員退職手当基金

積立金で7,000万円を追加、第7目財政管理費では合併に伴う電源増設工事等で854万5,000円を追加、第20目合併記念式典費の式典経費283万5,000円を追加、第3項第1目戸籍住民基本台帳費の合併に伴う戸籍電算統合委託料で436万7,000円を追加。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保事業勘定特別会計繰出金で3,383万7,000円、第8目高齢者対策費の介護保険事業勘定特別会計繰出金で635万3,000円をそれぞれ追加。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第1目保健総務費の多野藤岡医療事務市町村組合貸付金で2億7,000万円を追加。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、第7目土地改良費の排水路改修工事等で831万9,000円を追加、第2項林業費、第2目林業振興費の森の恵み・きのこの里整備事業補助金で466万9,000円を追加。

第7款商工費では、第1項商工費、第6目観光対策費の藤岡・鬼石合併ガイドマップ作成にかかわる観光協会補助金で270万円を追加。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の市道維持補修工事等で2,735万円を追加、第4項都市計画費、第4目街路事業費の小林立石線地上物件補償費等で6,107万4,000円を追加。

第10款教育費では、第6項社会教育費、第9目文化財発掘調査費の小林天水遺跡及び光徳寺前遺跡発掘調査事業で792万8,000円を追加。

第11款災害復旧費では、台風7号や雷雨により農道等が被災したため、災害復旧工事で581万6,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第14款国庫支出金では、小林立石線街路事業国庫負担金で2,750万円を追加。

第18款繰入金では、老人保健特別会計繰入金で1億3,957万7,000円、高齢者保健福祉基金繰入金で2億7,000万円をそれぞれ追加。

第19款繰越金では、前年度繰越金で8,350万9,000円を追加。

第21款市債では、小林立石線街路事業債で850万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 補正予算について何点かお伺いいたします。

まず、85ページでございますが、第18款繰入金、高齢者保健福祉基金の繰り入れということで、高齢者保健福祉基金を取り崩して病院に長期貸し付けをするわけでございますが、2億7,000万円を貸し付けなければならないほど病院の状況は悪いのか、説明していただきたい。

その次のページ、86ページですが、諸収入の第20款でございますが、農林水産業費、雑入ですか、357万8,000円、集団化の育成の補助金の返還ということで、小野農協が当時建てた集荷場でございますが、目的外使用を今まで続けていたということで、95ページの補助金返還が325万3,000円の中の市と県に納める金が357万8,000円でございますが、これは目的外使用ということなので、補助金は間違いなく返さなければなりませんけれども、なぜこのような公共的施設の補助金をもらった農協自体が目的外使用で会社に貸すようなことになったのか、この点をまず第1点でお伺いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 1点目の病院の経営状況、貸付金をこのくらい出さないと悪いのか、その内容ということでございますけれども、毎年決算書はご承知のとおり赤字が出ておりますけれども、特に今回問題なのは運転資金が不足しております。この辺の手当てをしてあげたいというのが趣旨でございますけれども、平成15年度末イコール平成16年度の当初でございますけれども、運転資金1億5,000万円ほど用意してございました。それが平成16年度中に既に終わりました、ご承知のとおり平成16年度末には足りなくて平成17年度3億円借りて、1億円借りて年度越しをしたということで、運転資金の手当てを何とかしてあげないと病院経営が行き詰まってしまうということでございますけれども、もちろん病院では経営改善の努力をしております。その辺の経営改善の状況を提示していただきまして、だんだんよくなっていくという数字がある程度見えてきましたので、今回構成市町村と共同して貸し付けていきたいということでございます。よろしくお伺いいたします。

議長（反町 清君） 経済部長。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） 議員ご指摘の野菜集団産地育成事業補助金の返還でございますけれども、この返還金につきましては、昭和54年に集出荷場、昭和61年に予冷庫という当時小野農協が取得しまして、エダマメだとかホウレンソウ、トマト等の集出荷場として使用してきましたが、JAの合併に伴いまして集出荷場が矢場とか吉井町の方に移りまして、その場所では機能しない。そういうことにつきまして平成17年3月からさかのぼりまして、一般の方と契約を結ばせていただいております。そのために使用の目的外使用ということ

でこのたび補正をお願いし、返還するものでございます。

内容としましては、全体の事業費が3,824万5,000円、耐用年数が35年、設置してから26年が経過されるわけでございますけれども、平成17年3月にさかのぼって償却資産及び残存価格との算出に基づいて計算したところ、国庫として2,168万5,019円、それから県費として108万4,259円、市として325万225円、合わせて357万8,000円を歳入ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 85ページの高齢者福祉基金の繰入金の関係でございますが、運転資金が行き詰まっているということでございますけれども、市長は病院の管理者でございますし、昨年への合併の座談会の中の市民の質問で、市民の方から公立藤岡総合病院はかなり騒がれておりますけれども、大丈夫なのですかというような質問に対して、心配ありませんよ、大丈夫ですよと説明していますよね。その中でなぜこのようなことになったのか、その点まずお伺いいたします。

それと、集団の育成化の先ほどの関係なのですが、補助内容でつくったものは補助金を返せばいいのだよというような簡単な問題ではないと思っております。きちんとした目的を持って補助金をいただいているのですから、そのような指導をきちんとすべきだと思います。このようなことをすれば、花の交流館にしても補助金を返せば好きなように使える状況にこれからなるのではないのかと解釈いたします。どのような指導をしているのか、その点お伺いいたします。

それと、97ページなのですが、第8款土木費の都市計画費の街路事業費の中で、7目賃金、臨時作業員の賃金505万5,000円ということでこのところずっと計上されておりますが、文化財の調査の費用で計上されておりますよね。当初藤岡市の方で文化財の調査をするような計上で、全体的には650万円ほど計上されておりますけれども、発掘調査を委託しますと804万円、また機械の借上げが直接の施行になりますので650万円の804万円ということだから、450万円ほど直接施行よりも発掘委託が高くなっております。このように発掘調査委託する費用が高くなるなら、直接文化財の調査をすればいいわけでございますから、なぜわざわざ高い費用を出して発掘調査を委託するのか、その点お伺いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 座談会の中で病院の経営が危ないのというご指摘でございますけれども、たしか小野地区からそういう質問があって、私の方でお答えしたのですけれども、経営は大丈夫なのかというご心配をいただきました。大丈夫とは言い切っておりませんけ

れども、公立病院、中核病院としての使命がございます。高度医療を提供しておりますので、不採算部門も見直す必要があるので、ある程度の赤字はやむを得ない、一生懸命やっ  
ていきたいというふうに答えたように記憶しております。たしか今回の広報にも載っていたように記憶しておりますけれども、よろしくお願いたします。

議長（反町 清君） 経済部長。

経済部長（戸川静夫君） 確かに議員が指摘するとおり、ただ返せばいいのではないですかということ  
でご指摘を受けましたけれども、今後は農協だとか西部農政等に指導していきたいと思  
っております。よろしくお願いたします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

文化財の関係ですけれども、当初の計画と変わっております。そういった中で、当初は  
機械損料と臨時作業員賃金ということで上げていたわけですけれども、中身の変更という  
ことで委託料にしたということがございます。その部分について聞いておりまして、なぜ  
かということについて大変申しわけないのですけれども、勉強不足で後でまたお願いした  
いというふうに思います。すみません。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 3回目でございますので、最後の質問をさせていただきますけれども、こ  
の2億7,000万円、平成23年には確実に返せるという担保を取ったのか、その点お  
伺いたします。

それと、102ページになるのですが、教育費、社会教育費の中の文化財収蔵庫の管理  
費、これは光熱費が184万5,000円、半年でもうこのような倍ほどの光熱費が計上  
されております。当初の見積もりがかなり甘かったのかと思いますけれども、なぜこのよ  
うな光熱費が計上されたのか、その点お伺いたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 2億7,000万円の長期貸し付けは平成23年度になせるように完  
全に担保を取ったのか、確かかというご質問でございます。私の方で病院からいろいろな  
資料をいただいたり、いろいろな確認をさせていただきました。平成16年度までに病床  
管理の充実、在任日数、救急指定病院の加算、いろいろな項目で7項目の見直しや削減を  
行っております。これで約3億3,000万円の削減を既に行っております。さらに、平  
成17年度、これはこちらからの部分が多いのですが、外来センターの診療所化、あるいは  
不採算部門の補填、そのほか病院での削減を足しますと、このまま順調に推移しますと  
2億3,000万円の削減、あるいは補填という部分が出てきます。それから、今後予定

しております8項目の改善計画、これは収支想定で約2億6,000万円、さらに精査していく部分がございます。これらを精査していきますと、平成23年度末ぐらいまでには大体ある程度の運転資金ができてきて返済が可能というふうに見込ませていただいております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 文化財収蔵庫の管理費についてご説明申し上げます。

埋蔵文化財収蔵庫歴史館は平成15年7月に竣工しまして、1年間のからし期間を経て、平成16年7月22日にオープンいたしました。当然竣工時から電気料がかかっておりますが、今年度の予算積算時には平成15年10月から平成16年9月までの1年間の電気料をもとに算出したため、オープン後との差が生じ、その差額の補正をお願いするものです。なお、平成15年10月から平成16年9月までの月平均電気料は16万6,189円でしたが、オープン後は26万7,000円程度となっております。

以上です。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番（清水保三君） 高齢者保健福祉基金なのですけれども、この原資はどこにあるのですか。

それと、もう一つは、これを今度は公立藤岡総合病院の方へ貸し付けるということは、目的外使用というふうにはならないのでしょうか。その辺のことを伺います。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 高齢者福祉基金の原資について申し上げます。

高齢者福祉基金は、通常定期預金をいたしまして、その利子の分を高齢者の健康と生きがいの対策事業のところに充当いたしておりました。

次に、高齢者福祉基金の目的外の話であります。まず、この基金条例の中で基金に属する現金を確実な繰り戻しの方法、期間、利率を定めて、歳入歳出現金に繰りかえて、すなわちやりくりをして基金に属する現金の補完運用をすることは、この基金条例の中でも設定をいたしております。基金設置条例の定めるところによりまして、一般会計へ繰りかえて運用をしようとするものでございます。

基金条例に基づいて繰りかえ運用をしているわけでありまして、これは条例どおりの使い方ということでもあります。ただ、高齢者福祉基金の趣旨は何かということ申し上げますと、基金条例のところに記載をしております高齢者の保健福祉の向上を図るため、

高齢者保健福祉基金を設置するというふうになってございます。この設置の目的とは確かにそぐわない面がございしますが、市長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法等を定めて基金に属する現金を繰りかえ運用することができるという規定がございしますので、今回このようにさせていただきたいということでございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 衛生費の多野藤岡医療事務市町村組合の貸付金2億7,000万円について何点が質問したいと思います。

過日、病院議会で3億円の借入金を藤岡市及び構成市町村の方に申し入れる、そういうことで病院議会の方でもかなりの白熱した議論がありまして、採決されたわけでありませけれども、藤岡市の方は病院棟から話があったとき、赤字の原因はどこにあるという説明を受けているのか。そういうことをきちんと認識して、これならば先ほど清水議員が質問した際に答弁したように、5年後の元金の返済が確実であると判断されて貸し付けに及んだと思うのですが、まず1点目として赤字の原因はどこにあるのかと認識し、経営改善がこれならば実現可能であるという判断をされた根拠を伺いたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） まず、赤字の原因でございませけれども、施設形態、外来センター20床の病院としてスタートしたわけでございますけれども、これを建設するには手術室、分娩室、あるいは医師、看護師等の確保が必要という部分でかなり経費がかかったという部分が1つございます。それから、組織上での職員、これは建物の構造などもあるのですけれども、平成14年度の医療法の改正で1病棟、これは人数的なものです、60床が理想的・効率的ということなのですが、改修した後に出た話なのですが、50床だったのが37床になった。37床でもほとんど看護師等は60床と同じような人数が必要という部分がございます。それから、やはり不採算医療機器はどうしても公立病院としてはやむを得ない、設置しなければいけない部分、使命だと思っておりますけれども、この辺がございませ。ただし、外来センターと重複しているのではないかというような意見も前にあったと思うのですけれども、外来センターはそれなりに採算ベースに乗っているということですが、購入価格と比較すると、その収支、利用率が低いので、本院の方では不採算の主な原因、あるいは診療報酬の改定、これも約1億円の減という病院からの説明を受けております。

それから、先ほど湯井議員のご質問と重複するのですけれども、病院から出されました改善計画の資料、あるいはそれを精査した後の結果を病院の方から詳しく聞きまして、い

けるだろうというふうに私の方では判断させていただきましたので、今回補正予算に組みさせていただきます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 平成15年度、平成16年度の赤字が7億円、それから9億円とちょっと数字の端数はあれですけども、結果的に平成16年度は2億円の赤字が増えた。病院側の説明では医師3名が不足したために医療収入が減って2億円の赤字が膨らんだ。それは医師を補充することによって可能であるというような答弁もありました。これがすべてではないと思いますけれども、問題はこの病院が1.5キロ離れたところにある。再三にわたってここの議会で何度も言っていますけれども、要するに川があってそこに橋をかけなくてはだめだという物理的な要因なのです。外来棟と病棟を合体させるということは不可能なのですから、原因のすべてがここに集約されているという現実是不変なものです。

ですから、赤字がたまたま今年度は新町が脱退するので、手切れ金を2億円ちょっと置いていってくれたということと3億円が足りないので5億円、この運転資金が埋め合わせできて、短期借入れの3億円は単年度ではほかの借入れによって埋め合わせできないという規約があるので、それは何とかやりくりして返して、ここで長期の借入れをするということで今、来ているわけです。しかし、病院側の収支計画はもちろん説明がありましたけれども、この物理的な要因を解決しなければ、この赤字幅を縮小していくということは私は全く不可能だ。今日あることを既にもう3年も4年も前に私は指摘してきたわけです。そのとおりになってしまった。ですから、にわかに病院側から出している経営改善計画というのはとてもとても私は不可能だと思っている。ですから、病院議会でも管理者にお尋ねしましたけれども、自ら経営改善努力をするのではなくて、外部の専門家に今の体を診断していただく。不治の病なのか、あるいはいい薬を打てば回復するのか。客観的な視点から分析しなければ方向性は出ませんよと言っているにもかかわらず、内部努力によってやると言っているのもまた失敗すると思います。

それで、5年後に貴重な元金3億円を返していただく。年利1%、年間30万円ですか。超低利なお金で貸し付けるわけですけども、来年その赤字が増えたときには、またその中から規約変更して市として支援するのですか。そういうことが生じたときにはどうするか当然議論しているはずですよ。大丈夫だというのはなくて、万が一のことがあるわけだから、あるいは過去にあったわけだから、それについてはどのような議論がなされて、どのように対応するかを議論されたと思うのですが、そこのお聞きしたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 来年赤字が出たらどうするのかということでございますけれども、私どもと病院とでいろいろ情報交換して、来年ということはちょっと考えにくいことではございますが、今回3億円を融資します。今年の年度更新のときに既に3億円借りていますから、その辺は行ったり来たりしますので、ある程度運転資金が確保できますと、確かに一時借入れがありますから、その中で今までもやってきたわけではございますからその一時借入れでやりくりしながら、なおかつ改善計画を実行していけば、私なりに見させていただいた内容では、来年、再来年赤字が出るであろう。運転資金がまたなくなってしまうだろう。赤字が出るということは全体的にはやむを得ないのですけれども、運転資金がなくなってしまう。今回運転資金が問題ですから、その辺は考えにくいというふうに判断しております。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議員ご指摘の内部努力だけではもうだめではないかということなのですが、確かに経営改善計画というのは内部で検討してつくってまいりました。ただ、やはりそこに自分たちのぜい肉を自分たちでそぐ。なかなかつらいものがある。これはもう議員もご指摘されておりました。それで、私もそこについてはある意味で同じ考えを持っておりまして、病院経営改善検討委員会という病院内部ではなくて外部の皆さんに参加していただきながら、その改善をつくっていきたいということで、今、指示しているわけではございます。そこには外部からいろいろなオーソリティーの人たちに入っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 実際に部長の答弁もこれしか方法がないのだ。もう泣きつくところがない。どら息子が家族を持って生活していた。しかし、何か余分なものを買ってしまったために生活が苦しくなったから、もう銀行も貸してくれない。どこも貸してくれない。だから、お父さんお金を今回だけ貸してくれ。来年からうまく家計をやりくりしますから。これは民間なら倒産ですよ。どこも貸してくれないから親のところ泣きついてきた。このような体質の公営企業が自助努力によって黒字転換をしていって、5年間にわたって借りた金をこつこつためて、なおかつ毎年黒字を出していく。借入をしなくても済む。これはちょっと考えにくいです。皆さん施策があるのだと思います。あるとしたら、私のつたない経験からいくとまずだめである。ですから、私は今日のために早くから抜本的な経営の改善をすべきだ。当初建設のときからですよ。日本でたった一つしかない1.5キロ離れたところに外来棟をつくったということを盛んに言われた。ものすごい実験をしているのだ。藤岡市は大胆だ。これが成功したら恐らく全国津々浦々そういうことが一つのモデル

ルケースになるだろうと皮肉っぽく言われた。ところが、そんなことはないです。現状は惨たんたるものです。親のところも自分のつめに火をとますように今、補助金をカットし、そのうち間違いなく公務員の皆さんの給料にまで議論が及んでいきますよ。こういう環境の中でもたれ合っただれも責任をとらないできたことは許されない。少なくとも現状を正しく把握して、そこからスタートを切るという真摯な態度がなぜできない。病院でも言いました。どんな優秀な外科医だって自分の手足は切れないのだ。外科医は他人だから大根を切るように切っていける。そんなことは子供だってわかることです。それを私はもう病院ができたときから言っているのです。それを回避して、今年度から検討委員会をつくらう。遅きに失しています。来年またこの席で、すみません。こうなってしまいました。このままでは公営企業は倒産です。倒産するわけにはいかない。地域の中核病院として、あるいは多野郡の市町村の命を守る機関だ。そういう泣きが入りますよ。それは言うておきます。

これはもう一度市長にお願いしたい。オーソリティーを入れるとかそういうのではなくて、片一方ではそういう検討をしていいではないですか。今こそ医療コンサルタントに金を払って、正しい分析を、客観的な厳しい分析をしていただく。それを比較してごらん下さい。内側に閉じこもって支出を抑えたためにけがをするのだったら、思い切って支出をしてしがらみのない医療コンサルタントに経営分析をお願いする。それで自分たちがやったことと比較すればいいではないですか。そうすれば現状がわかりますよ。答弁は要りませんからぜひそれをしていただきたいというふうに指摘して、私の質問を終わります。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 議員から答弁は要らないというお話でございますが、まさしく私が市長として就任させていただいたときにはもう離れた病院、入院棟と外来棟というシステムでスタートしておりました。私は与えられた中でしっかりこの地域の住民の安心のために病院経営をやっていかなければいけないという気持ちでいっぱいでございます。今、いろいろ議員がご指摘されました。本当に自分のことについてなかなか自分でできないというその言葉もよくわかるつもりでございます。ですから、検討委員会にコンサル等も入れるということも踏まえて、今、指示しているわけでございます。そういうことで私の考えとさせていただきます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時16分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 補正予算（第2号）に対して何点が質問をさせていただきます。

おおむねその補正に対して私は反対するつもりはないのですけれども、第4款衛生費、第21節貸付金、8月24日に病院議会がありました。私も病院議員ですからそこでかなり議論をさせていただきました。したがって、重複する部分があると思いますけれども、藤岡市の議員として何点が質問をさせていただきますけれども、盛んに今、議論を聞いていますと、執行部側は平成14年にはこういう改革をしました。平成15年にはこういう改革をしました。平成16年にはこういう改革をした。今年度もこういう改革をしていく。したがって、そこで毎年数億円ずつの経費の縮減ができているのだという話を強調するのですけれども、実際に病院議会の方に提出された資料を見ますと、3億円貸してくださいという資料については平成17年度、単年度での現金収支はマイナス3億4,215万9,000円なのです。平成17年度はこういう改善します、ああいう改善します、これもします、あれもします。したがって、こういうふうになるのだという資料も出している。それは現金収支で1億1,726万円なのです。その差がなんと2億2,500万円ほどあるのです。金を貸してくださいという方はこれだけマイナスになる。さっき部長が答弁していたけれども、返せるのかという質問に対して返せるのだというお話だったので、この資料を見ると、平成17年度からこの借入金を返済する平成23年までに3億4,170万6,000円の手持ちの現金が残ると言っているのです。そういう資料なのです。今年の2月の定例会に当初予算として出してきた現金の収支は6,426万7,000円の現金が不足すると言っているのです。ただし、一時借りの解釈を間違えていて1億2,000万円、いわゆる今年度も借りかえる。だから、両方を足すと1億8,426万7,000円の現金収支のところ当初予算ではマイナスだ。

ここで質問しますけれども、4月から5カ月間過ぎただけけれども、3つの数字を全部管理者が議会に対して出してきた。5カ月過ぎた段階で当然いろいろな改善をしようとしているのだから、どの数字に最も近くなると思っていますか。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時26分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 病院からいろいろな資料をいただいたりして私なりに精査しておりますけれども、年度当初多少の運転資金がないとどうしても大変でございますので、その辺は持たせるというつもりでございます。今年この3億円を融資しますけれども、今年度当初にも3億円借りていますので、それでとんとんになってしまうという部分がございますし、今年度の赤字部分に新町の精算金も補填対応します。多少は残しておかないと運転資金ゼロでスタートということは大変でございますので、その辺はある程度認識した上でのごとでございます。よろしく願いいたします。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） そうしますと、運営資金の予測については全くでたらめなのだとことなのだね。そういうふうに認めたのだ。平成17年度末5億3,000万円の資金不足が発生するから、まず3億円貸してください。それから、新町からの精算金の二億七千何百万円かな、細かなところまで正確に把握していませんから、おおむね2億8,000万円、これを運転資金に使っても、この計算式でいくと5,000万円ぐらいの現金を持って平成18年度に繰り越す。ところが、今、部長の答弁だと、もう少し年度当初に余裕を持たせたいのだ。そのようになるに決まっているのだ。こんな数字になるわけがない。さっきも言ったように、これが本当だとすれば、今年度6億円近く負担していると思うのだけれども、それ以外に毎年4億円もそこに投下していかなければならない計算になってしまう。だから、私はこんな数字はあり得ないと言っているのです。要は私に言わせると先に金をよこしとけ。少なくとも今年度と来年度は資金ショートしないように、議会にぐずぐず言われないように先によこしとけよ。明らかにそういう数字なのです。

では、質問します。私はもう少し改善計画をきちんと進めていただいて、今年度本当に不足する金額は幾らなのですか。来年度はどうなのですか。こういう経営状況の中でこの病院が本来あるべき姿はどういうことなのか。本来必要な金はこの病院を存続させていく限りは出していかなければいけないということで、去年の8月ごろからこういう事態になるから早く検討に入ってくださいと私は言っているのです。にもかかわらず検討しなかった。なぜ検討しなかったのか。それと、なぜ議会に対して同じ計算式で計算している数字が3種類も出てくるのか。何を基準に私どもは議論をしたらいいのですか。どういうふうに考えているのか、答弁していただきたい。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 病院で出された資料について私どもではちょっと判断しかねるのでございますけれども、今、私がここで言えることですが、平成16年度当初現金1億5,0

00万円ございました。それが年度末になりまして逆に1億4,000万円の赤字が出てしまったという部分で3億円借りたという経緯がございます。ある程度の手持ち資金がないと、今度平成17・18年度に行くときに同じことが出てきますので、それなりのものは持たせてあげたいということが主眼でございます。ちょっとご質問の趣旨とずれてしまうかもしれませんが、そんな認識でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(反町 清君) 佐藤淳君。

8 番(佐藤 淳君) 全く私の質問に何も答弁していない。地方公営企業法を見ると、償還することができない金額を限度としてこれを借りかえることができる。償還できない金額は1億8,811万4,000円なのです。だけれども、3億円を借りかえる。いわゆる現金を少し持っていたい。全く数字も理解していません。法律も理解していません。要はこうということだから、とにかく先に現金をよこしておけよ。何の根拠もない。したがって、私は冒頭申し上げたように、ほかのものに対しては賛成をするけれども、この部分があるのでこの議案には賛成できません。答弁は結構です。

議 長(反町 清君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第84号平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

第27 議案第85号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算(第1号)

議長(反町 清君) 日程第27、議案第85号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別  
会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第85号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出それぞれ3,383万7,000  
円を追加し、総額を50億4,975万3,000円とするものであります。これは平成  
16年度分の退職者医療にかかる療養費交付金が超過交付されたものを精算するもので  
あります。予算の総額では、当初予算と比較しますと、今回の補正を含め0.67%の伸び  
となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第9款諸支出金、第1項償還  
金及び還付加算金で3,383万7,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第7款繰入  
金では、第1項他会計繰入金で3,383万7,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ  
ます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則  
第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号については委員会付託を省  
略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

第28 議案第86号 平成17年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(反町 清君) 日程第28、議案第86号平成17年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第86号平成17年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出それぞれ1億3,957万7,000円を追加、総額を49億5,121万3,000円とするものであります。これは平成16年度分の老人保健医療にかかる国・県及び支払基金からの療養給付費について精算するものであります。予算の総額では、当初予算と比較しますと、今回の補正を含め2.9%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第3款諸支出金、第2項繰出金で1億3,957万7,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正の財源となります歳入についてご説明申し上げます。第1款支払基金交付金では、第1項支払基金交付金で23万6,000円を追加、第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で6,236万3,000円を追加、第3款県支出金では、第1項県負担金で668万5,000円を追加、第5款繰越金では、第1項繰越金で7,029万3,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号平成17年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

第29 議案第87号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算  
（第1号）

議長（反町 清君） 日程第29、議案第87号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第87号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条でお示したとおり、歳入歳出それぞれ2,108万2,000円を増額し、30億8,842万2,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正により約0.69%の増となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。まず、第1款一般管理経費について、庁用備品購入費を635万3,000円増額させていただくものです。これは10月からの施設サービスに係る改正と来年度からの制度改正に伴う法改正システム導入の

ための費用としてお願いするものです。次に、第2款保険給付費ですが、これは10月からの介護保険施設等における居住費と食費について保険給付の対象外とする改正に当たり、居住費と食費の負担が低所得者にとって重い負担とならないように対応するために、新たに第2款第5項に特定入所者介護サービス等費を設けて、低所得者の負担軽減を図ることにより生ずるものです。この内容は、第1項居宅介護サービス給付費1,889万4,000円、施設介護サービス給付費1億432万8,000円、特例施設介護サービス給付費1,000円を減額し、第5項に特定入所者介護サービス費として第1項の居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費を合わせた1億2,322万2,000円と特例特定入所者介護サービス費約1,000円を新設するものであります。次に、第2項居宅支援サービス給付費84万円、特例居宅支援サービス給付費1,000円を減額し、第5項特定入所者支援サービス費84万円と特例特定入所支援サービス費1,000円を新設させていただき、それぞれ低所得者負担軽減の給付に充てるものです。さらに、第4款介護給付費準備基金積立金では11万7,000円、第6款諸支出金では、介護給付費負担金等過年度精算金として国庫負担償還金分と支払基金交付金償還金分を合わせた1,461万2,000円の増額をさせていただくものです。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第7款繰入金では、事務費繰入金で635万3,000円、第8款繰越金では、前年度繰越金1,472万9,000円の合計2,108万2,000円を増額するものであります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

第30 議案第88号 平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について

議長(反町 清君) 日程第30、議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第89号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認

定について、議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) ただいま上程されました議案第88号から第97号までの平成16年度藤岡市一般会計及び8特別会計並びに水道事業会計決算について、一括ご説明申し上げます。

平成16年度は、市税収入の減収に加え、国の三位一体改革に伴い、地方交付税や臨時財政対策債が大幅に減額されたため、前年度に増して厳しい財政状況となりました。このような状況の中で行財政改革に積極的に取り組み、財政の収支均衡を図るとともに、創意工夫を凝らして限られた財源を最大限に生かすことにより、市民サービスの向上と活力あるまちづくりの推進に努めてまいりました。議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力により、平成16年度に計画された諸事業が執行できましたことに心から感謝申し上げます。

なお、本決算につきましては、6月27日から8月19日までの長期間、監査委員に審査をいただき、議員各位のお手元に配付いたしました意見書の提出を受けたわけでありませぬ。監査委員に対し心から感謝と御礼を申し上げます。

各会計の細部については助役より説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) それでは、会計ごとに順を追ってご説明申し上げます。

初めに、議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は183億3,100万円でありましたが、今年度中に4億3,966万9,000円の追加補正をお願いし、繰越明許費3億2,234万1,168円を加えて、予算現額190億9,301万168円を執行いたしました。歳入については、収入済額192億5,880万5,101円となり、予算現額に対して100.9%、調定額206億2,182万1,822円に対して93.4%であります。

最初に、歳入の主なものを前年度に比較して申し上げます。第1款市税は2.3%減の71億4,306万1,558円、第10款地方交付税は14%減の31億793万2,000円、第21款市債は2.7%減の19億8,550万円であります。市税においては収入未済額12億1,412万2,905円で、前年度に比較して2.3%の減となり

ましたが、今後さらに徴収率向上に努めてまいります。また、市税の不納欠損額は1億1,412万8,285円ではありますが、地方税法の規定により措置させていただきました。

次に、歳出について申し上げます。支出済額は184億6,532万3,606円で、執行率96.7%、不用額は5億3,139万339円であります。各款における不用額については、効率的な予算執行に努めた結果であります。なお、本決算では、第2款総務費の戸籍住民基本台帳経費で5,994万5,000円、第8款土木費の道路新設改良事業小林立石線街路事業で3,635万1,223円が年度内に完成できず、翌年度への繰越明許費として繰り越されております。

なお、本決算の主な事業としては、配付いたしました平成16年度主要施策の成果等に関する説明書をごらんいただければ幸いに存じます。歳入歳出差引残額は7億9,348万1,495円ではありますが、繰越事業財源額7,409万1,575円を差し引いた実質収支額は7億1,938万9,920円となります。このうち4億円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ編入し、残額3億1,938万9,920円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第89号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は47億9,295万8,000円でありましたが、年度中に4億3,955万1,000円の追加補正をお願いし、予算現額の52億3,250万9,000円を執行いたしました。

歳入については、収入済額54億690万8,135円となり、予算現額に対し103.3%、調定額に対して86.6%、収入済額は7億9,562万5,362円であります。第1款国民健康保険税については、予算現額18億8,658万2,000円に対して調定額27億1,124万5円、収入済額18億7,523万4,436円となり、収入率は予算現額に対し99.4%、調定額に対して69.2%ではありますが、適切な指導のもとに徴収率向上に努めてまいりたいと考えております。不納欠損額4,038万207円については、地方税法の規定により措置させていただきました。

歳出については、支出済額51億9,839万3,579円で、執行率99.3%、不用額は3,411万5,421円であります。歳入歳出差引残額は2億851万4,556円ではありますが、このうち2億円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に編入し、残額851万4,556円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第90号平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は47億2,079万8,000円でありましたが、年度中の2億8,170万2,000円の追加補正をお願いし、予算現額50億250万円を執行いたしました。歳入については、収入済額50億7,158万4,699円で、予算現額に

対し101.4%、前年度に比較して4.2%の増であります。歳出については、支出済額50億119万1,586円で執行率99.9%、不用額は130万8,414円であります。歳入歳出差引残額7,039万3,113円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第91号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は27億7,704万2,000円でありましたが、年度中1,726万1,000円の追加補正をお願いし、予算現額27億9,430万3,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額27億6,201万9,805円で、予算現額に対し98.8%、前年度に比較して6%の増であります。歳出については、支出済額27億2,629万268円で執行率97.6%、不用額は6,801万2,732円であります。歳入歳出差引残額は3,572万9,537円でありますが、このうち2,000万円を地方自治法第233条の2の規定により、介護給付費準備基金に編入し、残額1,572万9,537円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第92号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は2,416万4,000円であり、当初予算と同額の予算現額2,416万4,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額2,905万9,694円で、予算現額に対し120.3%であります。貸付金収入の収入未済額は1億2,114万4,966円となっておりますが、適切な指導のもとに早期に解消を図りたいと考えております。歳出については、支出済額2,414万2,968円で執行率99.9%、不用額は2万1,032円であります。歳入歳出差引残額491万6,726円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は4億9,400万9,000円でありましたが、年度中1,284万6,000円の減額補正をお願いし、予算現額4億8,116万3,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額4億7,951万5,112円で、予算現額に対し99.7%であります。歳出については、支出済額4億7,930万1,871円で執行率99.6%、不用額は186万1,129円であります。歳入歳出差引残額21万3,241円は翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は11億8,440万9,000円でありましたが、年度中8,951万7,000円の減額補正をお願いし、予算現額10億9,489万2,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額11億594万716円で、予算現額に対し101%であります。負担金及び使用料の収入未済額は1,280万1,070円で

ありますが、適切な指導のもとに早期に解消を図りたいと考えております。歳出については、支出済額10億8,566万3,636円で執行率99.2%、不用額は922万8,364円であります。歳入歳出差引残額2,027万7,080円は翌年度へ繰り越しさせていただきます。

次に、議案第95号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は3,263万4,000円でありましたが、年度中1,254万円の減額補正をお願いし、予算現額2,009万4,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額2,014万3,865円で、予算現額に対し100.2%であります。歳出については、支出済額1,943万4,928円で執行率96.7%、不用額は65万9,073円であります。歳入歳出差引残額70万8,937円は翌年度へ繰り越しさせていただきます。

次に、議案第96号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は1,561万5,000円でありましたが、年度中134万4,000円の追加補正をお願いし、予算現額1,695万9,000円を執行いたしました。歳入については、収入済額1,760万7,210円で、予算現額に対し103.8%であります。歳出については、支出済額1,465万8,630円で執行率86.4%、不用額は230万370円であります。歳入歳出差引残額294万8,580円は翌年度へ繰り越しさせていただきます。

次に、議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について申し上げます。初めに、第3条予算の収益的収入及び支出について申し上げます。第1款水道事業収益の予算額は消費税込みで13億6,557万4,000円、決算額では13億7,639万8,172円であります。この主なものは消費税抜きで申し上げますと、第1項営業収益では給水収益の12億3,068万8,234円、受託工事収益2,920万2,198円、加入金3,877万円等であります。次に、第2項営業外収益及び第3項特別利益では賃貸料等で合わせて1,235万3,435円でありました。次に、支出の第1款水道事業費用の予算額は消費税込みで12億3,459万9,000円、決算額は11億5,547万1,870円であります。その主なものは消費税抜きで申し上げますと、人件費1億9,856万1,604円、減価償却費3億2,163万7,201円、企業債利息3億322万1,414円等であります。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出について申し上げます。第1款資本的収入の予算額は消費税込みで5億7,744万7,000円で、決算額は5億7,069万1,000円であります。この内訳は第1項企業債3億6,770万円、第2項出資金5,254万8,000円、第4項補助金1億1,192万9,000円、企業債には配水管

整備事業が含まれますが、いずれも老朽管更新事業と八ッ場ダム建設費負担金に伴うものであります。また、第3項負担金3,851万4,000円は一般会計の工事負担金等であります。次に、支出であります。第1款資本的支出の予算額1億6,079万9,000円、決算額では1億4,038万5,738円であります。この内訳ですが、消費税込みで申し上げますと、第1項建設改良費7億398万6,989円で、第2項企業債償還金4億3,639万8,749円あります。資本的収入が資本的支出に不足する額5億6,969万4,738円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,621万6,168円、過年度分損益勘定留保資金2億4,347万8,570円、減債積立金3億円で補填いたしました。

次に、平成16年度藤岡市水道事業会計損益計算書について申し上げます。この計算書は平成16年度内に発生した収益から費用を差し引き、経営成績を明らかにしたものです。平成16年度は1億9,415万9,038円の黒字決算となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金1億810万5,246円を加えると、当年度末処分利益剰余金は3億226万4,284円となりました。

次に、平成16年度水道事業剰余金計算書について申し上げます。この計算は1年間の剰余金の増減を示したものであります。積立金は減債積立金を資本的支出の補填財源としたため、年度末において残高はありません。また、当年度末処分利益剰余金は損益計算書の中でご説明した3億226万4,284円となります。続いて、資本剰余金であります。受贈財産評価額・工事負担金・国庫補助金・一般会計負担金で1億5,599万3,300円の増加となりました。

次に、平成16年度水道事業剰余金処分計算書(案)について申し上げます。これは地方公営企業法第32条第1項に規定する剰余金の処分、当年度末処分利益剰余金3億226万4,284円を減債積立金として3億円を積み立て、残り226万4,284円を利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、平成16年度藤岡市水道事業会計貸借対照表について申し上げます。この貸借対照表は平成17年3月31日現在における財政状況を示した報告書であります。収益費用、資本的収入支出、固定資産及び企業債につきましては、それぞれ明細書を記載しておりますので参照していただきたいと思っております。

以上、まことに簡単ではありますが、平成16年度藤岡市一般会計及び8特別会計並びに水道事業会計決算についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員中易昌司君の登壇を願います。

(監査委員 中易昌司君登壇)

監査委員(中易昌司君) ご指名がございましたので、平成16年度藤岡市一般会計ほか8特別会計及び水道事業会計の決算審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、一般会計ほか8特別会計につきましては、地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項の規定に基づき、市長より審査に付されましたこの各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項の定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等が法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、収入役及び関係部課の所管する諸帳簿と照合、そして計数確認を行ったほか、本年5月31日現在の指定金融機関からの各会計の残高と突き合わせを行い、確認をいたしました。

また、水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長より審査に付されました決算書及び地方公営企業法施行令第23条の定める収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等が法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、上下水道部の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行ったほか、本年3月31日現在の水道事業出納取り扱い金融機関からの残高と突き合わせを行い、確認をいたしました。

次に、予算の執行についてであります。一般会計ほか8特別会計につきましては、法令並びに議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されたか、またこれらの予算執行に当たり事務処理が財務諸規定等に基づき処理されているか、そして基金の運用状況について計数は正確かつ適正であったかを主眼に、また水道事業会計につきましては、企業経営の基本原則に沿い、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているかを主眼に置いて、一般会計ほか8特別会計については平成17年6月27日から8月19日までの期間、そして水道事業会計については平成17年6月24日から7月7日までの期間において審査を行ったものでございます。

その審査の結果でございますが、まず、一般会計ほか8特別会計の決算総額では、歳入341億5,158万4,336円、歳出330億1,440万1,071円、差引残高11億3,718万3,265円となり、この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額は2億7,455万3,742円、歳出決算額は1億3,190万9,040円とそれぞれ増加し、歳入で0.8%、歳出で0.4%増加をしております。この中で地方財政統計上の普通会計における総論といたしまして、歳入の長期低落傾向を反映し、財政力指数、実質収支比率は対前年比微増、他方、経常収支比率の上昇が顕著であることは時代を象徴した現象であるにとらえております。そして、一般会計ほか8特別会計の各会計における歳入歳出決算、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、

いずれも関係法令に基づき作成されており、その計数は正確であり、各基金の運用状況につきましても調書の計数は正確であり、運用もおおむね良好であったことを認めました。

また、水道事業会計の業務状況につきましては、有収率の上昇、無収水率の低下、供給単価の上昇、給水原価の減少等、昨年同様に順調な推移が見られております。この中で主な数値といたしましては、当年度総収益が13億1,243万4,129円、また総費用は11億1,827万5,091円で、差し引き1億9,415万9,038円の純利益となり、また企業の収支内容を示す総収支比率は117.4%で、前年度に比較し0.5ポイント、営業収支比率では165.3%で、前年度に比較し5.6ポイントそれぞれ下回っております。このことは慎重に要因を精査、検討し、対策をする必要があると考えます。

また、決算書及び決算附属書類は関係法令に基づき作成されており、その計数は正確であり、予算の執行状況につきましても限られた予算で議決の趣旨に沿い、おおむね良好であったことを認めました。なお、決算審査の状況につきましては、市長宛に提出をいたしました意見書に述べてありますので、ごらんをいただきたいと思ます。

以上、まことに簡単であります。平成16年度藤岡市一般会計ほか8特別会計及び藤岡市水道事業会計に対する決算審査の報告とさせていただきます。

議長（反町 清君） 監査委員の報告が終わりました。

これより議案第88号から議案第97号まで総括質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第88号から議案第97号までの10件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第97号までの10件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員を決算特別委員に選任することに決しました。

#### 休 会 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。議事の都合により9月3日から12日までと15日の11日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、9月3日から12日までと15日の11日間休会することに決しました。

#### 散 会

議 長（反町 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午後6時18分散会